#### <論 説>

# 中小企業会計に関する一考察

―中小企業の会計に関する基本要領導入を契機として―

増 田 信 宏 田 中 弘

#### 目 次

序 章

第1章 中小企業の実態

第1節 中小企業の属性

第2節 中小企業の会計の現状

第3節 英米の中小企業会計

第4節 中小企業の会計基準の拘束力

第2章 「中小企業会計指針」について

第1節 設定意義と背景

第2節 「中小企業会計指針」の内容

第3節 「中小企業会計指針」の問題点

第3章 「中小企業会計要領」について

第1節 設定の意義と背景

第2節 内容

第3節 「中小企業会計要領」の検討

#### 終章

第1節 中小企業の会計基準の必要性

第2節 中小企業会計要領の普及について

第3節 中小企業の経営に資する会計基準とは

# 序 章

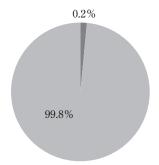
わが国の法人数は、中小企業庁が公表したところによれば 421.3 万社あり、そのうち大企業は約 1.2 万社、中小企業は約 420.1 万社である。中小企業が全企業数に占める割合は 99.72% になり、グラフに表すと図 1 のようになる。ここにおける中小企業とは製造業・建設業・運輸業・その他の業種(資本金 3 億円または従業員数 300 人以下)、卸売業(資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下)、小売業(資本金 5 千万円以下または従業員数 50 人以下)、サービス業(資本金 5 千万円以下または従業員数 100 人以下)である。

また、中小企業のなかでも特に規模の小さい小規模企業の企業全体に占める割合は図2のように87%であり約366.5万社となる。この特に小さい小規模企業とは、製造業・建設業・運輸業その他の業種(従業員20人以下)、卸売り・小売り・サービス業(従業員5人以下)である。

#### 図1 全企業中の中小企業の割合(平成21年)

企業数 (421.3 万社)

■大企業 約1.2万社 ■中小企業 約420.1万社

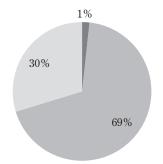


(出典,中小企業庁のHPを参考に筆者作成)

#### 図 2 全企業中の小規模企業と小規模企業以外のものの割合(平成 21 年)

企業数(421.3万社)

- ■大企業 約1.2万社 ■小規模企業 約366.5万社
- 小規模企業以外 約53.6万社



(出典,中小企業庁の HP を参考に筆者作成)

また,従業員数は大企業においては1,463万人,中小企業においては2,834万人となり(図3参照),中小企業を小規模企業とそれ以外に区分すれば,小規模企業は912万人,小規模企業以外は1,922万人である(図4)(中小企業庁 HP中小企業の企業数,事業所数参照 平成24年11月30日現在)。

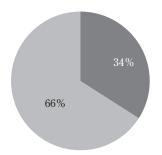
これらの資料から、中小企業が、わが国の企業活動の大きな部分を担い、世界的展開を進める 上場企業の経済活動の下支えをしていること、および、日本全体の雇用の主要部分を産み出して いることが推測できる。また、中小企業は、地方における雇用の創出はもとより地方経済の中心 的役割を果たしている。

わが国において、中小企業が活力を取り戻すことが、わが国の経済の重要な課題であるといえ

#### 図3 中小企業の従業員数の占める割合(平成21年)

全従業員数(4.297万人)

■大企業 約 1.463 万人 ■中小企業 約 2,834 万人

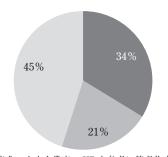


(出典,中小企業庁の HP を参考に筆者作成)

#### 図 4 小規模企業と小規模企業以外のものの従業員の占める割合(平成 21 年)

従業員数(4,297万人)

- ▼大企業 約1.463万人 ▼小規模企業 約912万人
- 小規模企業以外 約1,922万人



(出典,中小企業庁の HP を参考に筆者作成)

る。わが国の中小企業を取り巻く環境は、少子高齢化による後継者不足や内需の減少、円高によ る産業の海外移転や国際競争の激化、人口減少やデフレによる国内市場の縮小化、規制緩和によ る中小企業を取り巻く経済環境の激変など種々の問題が山積している。

この大変な経済状況の中、わが国の中小企業の経営基盤をいかに強くするかが、将来の日本経 済の浮沈に少なからず影響を及ぼすことを考えれば、中小企業にとって必要な会計基準について 考察する意義は大きい。中小企業の経営者が、未来志向の経営を行うには、その大前提として企 業の財政状態と経営成績の適切な現状把握、すなわち、適正な期間損益に関する会計情報を入手 することが不可欠であると考える。

中小企業の会計に関しては、平成17年に「中小企業の会計に関する指針」(以下、「中小企業

会計指針」と言う)が日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会(ASBJ)の4団体から公表された。しかしながら、この「中小企業会計指針」は、中小企業にとって内容的に難しすぎるなどの問題があり、また、日本版 GAAP(わが国における「一般に公正妥当と認められる会計基準」を言う)が改正されるに伴い、ほぼ毎年のように改正が繰り返され、ついていくのが難しくなっていた。「中小企業会計指針」の普及のために、中小企業庁を中心に各種の「中小企業会計指針」の周知活動が行われ、民間金融機関では、日本税理士会連合会作成の「中小会社会計適用のチェックリスト」を決算書に添付した場合に、無担保や優遇金利で融資が受けられる商品が作られ、信用保証協会においても「中小企業会計指針」に基づいて財務諸表が作成された場合、保証料率を割引く等の施策を講じてきたが、「中小企業会計指針」は思うように普及しなかった。

近年,日本版 GAAP については、国際会計基準とのコンバージェンスが叫ばれる中、中小企業の会計について、平成23年2月に中小企業庁と金融庁が「中小会社の会計に関する検討会」を設置し、平成24年2月に、その検討会から「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、「中小企業会計要領」と言う)が公表された。この「中小企業会計要領」は、今後、中小企業の経営者に認知され導入され活用されれば、経営者の、経営判断や意思決定に、良い影響を与えうるものと考える。ひいては、わが国の企業の経済活動全体に良い影響を与えることになると考える。

しかしながら、「中小企業会計要領」が、中小企業に導入され経営に活かされるようになるには問題点も存在する。そこで、本論文は、この新しい中小企業の会計基準である「中小企業会計要領」の公表を契機として、中小企業の経営に資するために必要な財務諸表を作成するために、中小企業にあった会計基準について考察していきたい。

#### 第1章 中小企業の実態

#### 第1節 中小企業の属性

中小企業の会計について検討するうえで、大企業と中小企業の企業属性を考えることは非常に重要である。なぜなら、河崎照行教授の言うように「大企業と中小企業の企業属性の違いは、結果的に大企業と中小企業の『会計慣行』の相違をもたらす。」(河崎照行、2012b、26頁)からである。

日本の企業を区分すれば、株式公開している上場企業を含む大企業とそれ以外の中小企業とに 大別できる。日本の中小企業は株主が親族などの近親者で固められた同族会社がほとんどであ り、株式公開をしておらず、経営陣も株主とその親族で固められていることが非常に多い。ま た、中小企業の中には、会社法により認められた株主が1人だけ取締役も1人で同一人物という 1人会社も数多く存在する。つまり、所有(株主)と経営(役員)の分離が行われていない中小 企業が大部分を占めるのである。

他方、上場企業の株式は、株式市場に流通し外部株主が多数存在し、会社の最高意思決定機関

である株主総会は、形骸化しているとの批判も強いが毎年開催され、企業の財務諸表を公表し株 主に対し決算報告している。上場企業は、株式が市場に流通し外部株主が存在することで、経営 陣の株主に対する実質的な責任が生じている。また、取締役は、株主総会において株主から承認 されることで役員になることができ、株主に対し種々の報告をする義務を負う。

しかし、所有と経営が分離していない中小企業においては株主総会自体が開催されないことがほとんどである。株主総会が開かれないのであるから、当然、株主に対する決算報告も行われない。中小企業において株主総会が開催されないのは、株主総会を開くことのメリットがほとんど無いというのが理由である。中小企業と一言でいっても、その実際は、従業員が何百人もいて支店等を有し会社組織としてきちんとした組織図ができるような法人もあれば、役員が1人だけで従業員が1人もいないような1人親方の個人事業とその内容はほとんど変わらない、単に節税目的のために設立されたような小規模零細法人も含まれる。その点からみれば、中小企業は大企業に比べ会社の規模や業態における多様性がある(河崎照行、2011b、40頁参照)。

中小企業の外部利害関係者は、株式公開をしている上場企業を含む大企業に比べ、その範囲が狭く、かつ、少数であり、主として中小企業が資金調達している銀行などの金融機関と営業上の取引先等になり範囲は狭い。株式公開している上場会社においては、所有と経営が分離しており、中小企業よりも人材も豊富であり内部統制ができている(河崎照行、2011a、27 頁参照)。

また、上場企業の場合は、中小企業に比べると、企業の中の各組織が機能し内部統制が図られ、コーポレートガバナンスがある程度機能し、法務部も存在することでコンプライアンスへの意識も中小企業よりも高い(河崎照行、2011a, 27 頁参照)。

大企業では、経理部等の部署も設けられ、会計の専門の知識を持った職員や社内税理士がおり、日々経理事務を行っており自社で財務諸表作成までを行う能力があることが多い。また、会社内部に役員として監査役も設置されている。これに対し中小企業はまちまちで、規模は小さいが経理の担当職員がいて経理事務を執り行う部署が存在するような会社もあれば、経理を担当する人も存在しないで、経理事務を経理専門会社にアウトソーシングしたり、税理士事務所等に経理の記帳代行部分を委託したりする会社も数多くある(河崎照行、2011b、41 頁参照)。

# 第2節 中小企業の会計の現状

第1節において、大企業と中小企業の属性についてみてきたが、それぞれの属性を前提とした 上で、中小企業の会計の現状について述べたい。

大企業において財務諸表を作成する目的は、会社内部の業績管理という目的もあるが、税務申告書に添付する目的、資金調達先である金融機関や主要取引先などの利害関係者に提出する目的などがある。それに加えて、中小企業と大きく違う点として株主に対して財務諸表を公表する目的がある。

金融商品取引法では、株式を公開している上場企業に対して、有価証券報告書の内容が適正で

ある旨を記載した確認書の提出,四半期ごとの決算書の作成,年に一度の財務情報の信憑性確保 のための内部統制報告書を作成し監査を受けることを義務化するなどの規制を行っている。

これに対し、中小企業において財務諸表を作成する目的は、法人税申告書に添付する場合のほか、資金調達先である金融機関等に提出する場合、主要取引先や新規取引先から財務諸表の提示を求められ開示する場合である。大企業と比べると、外部株主も存在しない場合がほとんどで、株主総会自体も開催されないため、財務諸表の作成目的は大企業に比べると限られている。中小企業の経営者にとっては、特に税務署に提出する税務申告書に添付するために財務諸表を作成するという意識が優先している。

わが国の中小企業が、いかなる会計基準をもって会計処理を行っているかといえば、そのほとんどは税法基準を採用し処理している。上述したが、上場企業は金融商品取引法の拘束を受け、日本版 GAAP などに沿って会計処理を行い、財務諸表を作成するが、中小企業は金融商品取引法の拘束を受けず、必ずしも日本版 GAAP を採用して会計処理しなければならないというわけではない。

そこで、中小企業は、中小企業にとって一番拘束力を持ち、日本版 GAAP に比べると比較的 容易に採用しやすい税法基準によって処理することが当たり前になっているのである。税法基準 により会計処理を行い、財務諸表を作成すれば法人税申告書上において決算上の利益を課税上の利益へ調整計算する税務調整が少なくて済み、事務処理が簡便になるというメリットがある。また、税法基準は日本版 GAAP の変更の影響を受けることがほとんどない。

中小企業から依頼を受けた税理士は、法人税の計算が確定した決算(財務諸表)をもとに法人の課税所得を計算するという確定決算主義をとっているため、あらかじめ法人税申告書を作成することを第一目的として財務諸表を作成する。そのため、税法基準を優先して適用することが実務上行われている。また、中小企業において日本版 GAAP を採用するに当たってはコストがかかり中小企業にとって負担が大きいことも税法基準をとる理由である。

中小企業が税法基準を採用してきた理由に、日本には長年、大企業向けの会計基準しかなかったことが考えられる。そこで中小企業向けの会計基準である「中小企業会計指針」が平成17年8月に公表されたが、これは、大企業も中小企業も同じ会計基準を適用すべきだとするシングルスタンダード論の立場をとり、中小企業にとって難しく普及しなかった。そして、平成24年2月、ダブルスタンダード論の立場から中小企業にとって簡単で受け入れ易いとする「中小企業会計要領」が公表された。

また、中小企業の経営者にとって、財務諸表を作成する目的は、法人税申告書に添付することの次に重要な目的は、資金調達先である金融機関に提出するために作成するということである。中小企業の経営者にとって資金調達は非常に重要であるが、中小企業が作成する財務諸表は税法基準によって作成されるため、金融機関側からは中小企業が作成する財務諸表は会計上の適正な期間損益計算という点で信頼性に欠け、金融機関において融資の査定をする際、審査に困るとの

話や、金融機関は中小企業の財務諸表が最初から信頼性に欠けるものとして扱っているとの話を 聞くことがある。

#### 第3節 英米の中小企業会計

現在、わが国の中小企業の会計は、税法基準を採用している会社が非常に多いのであるが、英 米の中小企業の会計についてはどうなっているのだろうか。

英米においては,Accounting overload が,会計上の問題となっている。これは,中小企業に 適用される会計基準の過剰,過重が問題となったものである。大企業を念頭において設定されて きた会計基準(Big GAAP)を中小企業に適用しても,その適用から得られるベネフィットを, コストが超過してしまい、結果的に中小企業に過剰、過重な負担を強いてしまうという問題であ る (三浦敬, 2008, 6 頁参照)。そこで、1970年代から、欧米を中心に、規模の大きな公開企業 には Big GAAP を適用し、中・小規模の閉鎖会社には Little GAAP を適用するというダブルスタ ンダードの議論が展開されてきた(三浦敬,2008,6頁参照)。

このように、英米では、ダブルスタンダード論の立場からの議論が展開されてきた。しかし、 このダブルスタンダード論には反対する人も少なくなく、その後、多くの議論が行われてきた。 イギリスでは、1997年11月、世界に先駆けて「小規模事業体のための財務報告基準」(Financial Reporting Standards for Smaller Entities: FRSSE) を公表された(三浦敬, 2008, 6 頁参照)。

イギリスで Little GAAP が設定された背景には、イギリスにおいては大会社向けの会計基準が あるが、中小会社に対しては大会社向けの基準を適用除外の方式を採用してきた事情がある。こ の方式をとった結果,会計実務に大きなバラツキが生じ,特に,中小会社の財務諸表の信用性が 低くなったといわれている(武田隆二編著, 2003, 34 頁参照)。

アメリカにおいては、正規の会計基準は1つであり、中小企業のための特別な会計基準は存在 しない(武田隆二編著,2003,34頁参照)。しかしながら,三浦敬教授が指摘するように,中小 企業の財務諸表利用者のニーズと大企業の財務諸表利用者のニーズが異なっていること、また、 情報のコストがベネフィットを超過していることなどを理由に、企業の属性、所有形態や規模に 基づいて,別々の認識・測定・報告基準を適用するほうが良いことを認め,1998 年に「現金主 義および税法基準に基づく財務諸表の作成と報告」(Preparing and Reporting on Cash-and Tax-Basis Financial Statements)を公表した。現在,これが,中小会社が現金主義および税法基準に 基づいて財務諸表を作成するための指針となっている。

これらがきっかけになり IASB でも同様の基準設定の動きが見られるようになった。

日本においても、欧米が中小企業の会計基準について明確にしてきたことや IASB においても 中小企業の会計基準について基準制定の動きが出てきたこともあり、中小企業における会計基準 を明確にする必要性がでてきた。

#### 【表 1】

		会社法	税 法	金融商品取引法
法人	大企業	適用あり 大会社 資本金 5億円以上負債200億円以上 ⇒公認会計士による外部監査	適用あり 同族会社以外 適用あり	適用あり 株式公開企業 有価証券報告書の作成
	中小企業	適用あり	同族会社適用あり	適用なし

(筆者作成)

## 第4節 中小企業の会計基準の拘束力

わが国のすべての法人は、法律としては会社法と税法に規制されている。すべての企業は、会 社法に基づき会計帳簿、および、貸借対照表を作成する義務がある。会社法 431 条には、株式会 社の会計は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うことになっている。

これに対し、上場企業においては、会社法、税法のほか、株式が流通しているため金融商品取引法に規制される。上場企業は、公認会計士または監査法人の監査対象であるため、日本版 GAAP に従い財務諸表を作成し株主などの投資家に公表される。また、会社法上の大会社(資本金5億円以上、または負債総額200億円以上の株式会社)に該当する法人については、会計監査人による外部監査が必要になる。

企業規模と3つの法律の適用関係を図示すると、【表1】のようになる。

# 第2章 「中小企業会計指針」について

## 第1節 設定意義と背景

わが国の企業を取り巻く環境は、長期化する国内の経済不況や世界経済のグローバル化による 国際競争の激化や新興国の台頭、リーマンショックによる世界的な株価急落、また、急激な円高 の進行による輸出産業の後退など大変厳しい状況に晒され続けている。

そんな中、中小企業の経営状態は赤字経営が非常に多くなり、中小企業の経営基盤の強化や中 小企業の経営者の経営能力や意思決定能力を向上させるために、中小企業の経営者にとって、中 長期的なビジョンを持ち経営の意思決定に有用な財務諸表を作成することが重要視され始めた。 それまでの中小企業は、財務諸表を作成するに当たり、税法基準を採用していることがほとんど であり、その税法基準に基づいた財務諸表は、真に経営に有用な財務諸表とは言い難いものと なっている。

中小企業にとって、資金調達は会社存続のための生命線の1つであるが、バブルが崩壊した以 降、中小企業が金融機関から融資を受けようとする際の、金融機関における中小企業に対する与 信の判断基準も変化してきた。それまでの不動産担保を重視する傾向から,財務諸表を基にした 経営計画や資金繰表の作成、法人の特色や成長性、取り巻く環境、また、面接などによる社長の 人物評価など総合的に判断するようになってきた。その際の経営計画や資金繰表の前提として、 新たに中小企業向けの会計基準の設定や、中小企業の経営者の経営能力の向上のための施策が求 められるようになってきた。

平成 14 年には、商法改正が行われ、会社の計算に関する規定は、商法本則から商法施行規則 に移行された。これにより、計算に関する規定は、それまでと比べると、本則ではないので改正 しやすい状況となった。改正しやすい状況になったことによって、当時の証券取引法適用外の中 小企業にとっては、日本版 GAAP が複雑化しやすい状況が生まれ、経理の事務負担の増大や新 たなコストの発生など悪影響が生じる可能性があった。そこで、この商法改正が中小企業に悪影 響を及ぼさないように.必要な措置をとるべきという付帯決議が国会の衆議院・参議院の法務委 員会でなされた (株) TKC (2012) 3 頁参照)。

この衆議院・参議院の法務委員会の付帯決議がなされたことに伴って,平成 14 年 3 月,中小 企業庁に「中小企業の会計に関する研究会」が設置され、平成14年6月に、同研究会は「中小 企業の会計に関する研究会報告書」を公表した。それがきっかけになり,同年 12 月に日本税理 士会連合会が、また、平成15年6月には、日本公認会計士協会が、それぞれの立場から中小企 業向けの会計基準を公表した。

日本公認会計士協会は、大企業も中小企業も会社の規模に関係なく1つの会計基準を適用すべ きというシングルスタンダード論に立ち、大企業向けの会計基準の簡便法として「中小会社の会 計のあり方に関する研究報告」を公表した。日本税理士会連合会は大企業向けの会計基準と中小 企業向けの会計基準を分けるべきとするダブルスタンダード論の立場から「中小会社会計基準」 を公表した。

以上のように、中小企業の会計基準について、3つの会計基準がそれぞれ公表されたが、当 時、中小企業はどの会計基準を採用すべきか明確でなく、中小企業を困惑させる結果となった。 そこで、平成 17 年 8 月、中小企業庁を中心にして、日本税理士会連合会、日本公認会計士協 会,日本商工会議所,企業会計基準委員会により,3つの中小企業の会計基準は一本化され,中 小企業の会計に関する指針(以下,「中小企業会計指針」)として公表されるに至った(㈱ TKC (2012) 3, 4 頁参照)。

#### 第2節 「中小企業会計指針」の内容

「中小企業会計指針」によれば、その目的は、中小企業が計算書類の作成に当たり、拠ること

が望ましい会計処理や注記等を示すものとされた。上記の各種団体は、「中小企業会計指針」を 普及させるため種々の施策を行った。また、平成17年に新設された会社法においては、取締役 と共同して計算書類の作成を行う、会計参与制度が導入された。「中小企業会計指針」は、会計 参与と取締役が共同して計算書類を作成するに当たって、準拠することが期待されるものであっ た。このような目的に照らし、「中小企業会計指針」は、一定の水準を保ったものとされた(中 小企業の会計に関する指針、【総論】目的、参照)。

「中小企業会計指針」の適用が想定される法人は、金融商品取引法の適用対象の会社および会計監査人の設置会社以外の株式会社である。

また,「中小企業会計指針」は、会計基準は1つであるとの立場から、シングルスタンダード 論の理念を明らかにしている。それは、企業の規模に関係なく、同一種類の取引であるなら会計 処理も同じにすべきという理念に立ちながらも、中小企業に大企業と同一処理をさせることは大 変なので、コスト・ベネフィットの観点から、中小企業については会計処理の簡便化を認めると いうものである(中小企業の会計に関する指針、【総論】本指針の作成に当たっての方針、参 照)。

## 第3節 「中小企業会計指針」の問題点

「中小企業会計指針」の問題点は、中小企業の企業属性を無視してシングルスタンダード論の 立場から作られているという点である。シングルスタンダード論は、同一取引であるならば、会 社の規模に関係なく、あくまでも同一の会計処理をすべきであるという考え方であり、株式を公 開し多数の株主を有する上場企業と株主が親族などの近親者のみの同族会社である中小企業の属 性の違いを、まったく無視した考え方を基礎としてしまっている。その結果、中小企業で、「中 小企業会計指針」はあまり採用されなかった。

シングルスタンダード論の立場からすると、全ての企業は、同じ会計基準を採用すべきであるが、中小企業については、コスト・ベネフィットの観点から、その中小企業の属性を考慮して簡便処理を認めるというものである。実際、取りまとめられた「中小企業会計指針」は日本版 GAAPよりも簡便であったが、デリバティブ、退職給付会計、税効果会計、企業結合などの組織再編なども含まれており、中小企業の経営者や経理担当者にとって内容が難しく、非常に採用しにくい会計処理基準となってしまっていた。また、シングルスタンダード論の立場に立つために、国際会計基準と日本の会計基準とのコンバージェンスが進むにつれて、毎年のように日本版 GAAPの改正が行われ、それに伴い、「中小企業会計指針」も頻繁に改正が行われてきた。中小企業にとって、国際会計基準とのコンバージェンスのため、「中小企業会計指針」が頻繁に改正されることをフォローすることは極めて困難である。

前述したように、平成18年5月1日、会社法が施行され、その中で財務諸表の信頼性の担保 に寄与すべく新たに会計参与の制度が設置された。「中小企業会計指針」は、会計参与設置会社 において会計参与の拠るべき基準として公表された。当初、日本版 GAAP よりも非常に内容が簡素化されていたため、これくらいの内容は、中小企業は当然取り入れるべきであり、且つ、比較的容易に採用されるというふうに考えられていた。しかし、そういう目的で設定された会計参与も、経済産業省のホームページによると、施行後、約4年経過した平成22年6月30日時点で延2,300人程度にとどまっている(経済産業省HP、第6回中小企業の会計に関する研究会、議事配付資料4 平成24年11月12日現在)。

このように、会計参与の数が増えないのは、法人に対しては過失責任を負い、第三者に対する 損害については賠償責任を負うことになっていることから、責任が大きすぎて、税理士や公認会 計士が会計参与として就任することを敬遠しているのではないかと考えられる。

また、「中小企業会計指針」が普及しなかったのは、まず、第1に、「中小企業会計指針」が、シングルスタンダード論の立場をとるので、日本版 GAAP が国際会計基準とのコンバージェンスによって、しばしば改正され「中小企業会計指針」もそれに合わせて改正されることにある。これは、国内の中小企業にとっては、新たなコストを発生させる。第2に、中小企業にとって、「中小企業会計指針」は、法的拘束力が無いために、採用する必要がなかったからである。

私見によれば、「中小企業会計指針」が普及しなかった根本の原因は、日本公認会計士協会が シングルスタンダード論の立場にたち、また、日本税理士会連合会がダブルスタンダード論の立 場にたって、それぞれの意見が対立し、中小企業の経営に資するという大義名分を忘れ、公認会 計士と税理士のそれぞれの利権が伴う職域の争いになってしまったことであった。

## 第3章 「中小企業会計要領」について

#### 第1節 設定の意義と背景

前章でも述べたが、「中小企業会計指針」は、主として、シングルスタンダード論の立場から 大企業向けの会計基準をベースに策定されたものであった。「中小企業会計指針」は、多くの中 小企業にとって難解かつ事務的負担が重いとされ、中小企業が長らくやってきた税法基準の会計 と比べると、非常に採用しにくいものであった。そこで、中小企業にもっと採用しやすい、中小 企業の身の丈にあった会計基準を作るべきという議論がわき起こってきた(㈱ TKC(2012)3 頁 参照)。

そこで、平成22年2月、中小企業庁は「中小企業の会計に関する研究会」を再開した。また、同年3月には企業会計基準委員会においても、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」が発足した。平成22年8月には、企業会計基準委員会が「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」を公表し、同年9月、中小企業庁は「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」を公表した。

これら2つの報告書では、いずれも「中小企業会計指針」とは別の多くの中小企業に受け入れ やすい会計ルールを作るのがよいという結論を導き出した。これに対応して、平成23年に中小

#### 【表 2】

#### 中小企業会計の検討の経過

2002 (平成14) 年

- 3月 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」を設置
- 6月 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表
- 12月 日本税理士会連合会「中小会社会計基準」を公表

2003 (平成15) 年

6月 日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を公表

2005 (平成17) 年

8月 日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準 委員会 「中小企業の会計に関する指針」を公表

2010 (平成22年)

- 2月 中小企業庁「中所企業の会計に関する研究会」を再開
- 3月 企業会計基準委員会等「非上場会社の会計基準に関する懇談会」設置
- 8月 企業会計基準委員会等「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」を公表
- 9月 中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」を公表

2011 (平成23) 年

2月 中小企業庁・金融庁「中小企業の会計に関する検討会」を設置

2012 (平成24) 年

- 2月 「中小企業の会計に関する基本要領」の公表
- 3月 「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表

(出典 『TKC 会報』 2012 年 6 月号別冊 特別座談会「中小企業の会計に関する基本要領」取りまとめの背景と意義、4 頁)

企業庁と金融庁の共同の事務局からなる「中小企業の会計に関する検討会」が設置され、平成24年2月に、「中小企業会計指針」より大幅に簡略化された「中小企業会計要領」が公表された (株) TKC (2012) 4頁参照)。この「中小企業会計要領」は、中小企業が採用しやすい新しい会計ルールとなることが期待されている。

中小企業に係る会計の検討の経緯は上の【表2】のとおりである。

# 第2節 内容

「中小企業会計要領」は、どのような考え方によって作成されたかについて、「中小企業会計要領」には、次のように書いてある。

- 1. 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう,理解しやすく,自社の経営状況の把握に役立つ会計
- 2. 中小企業の利害関係者(金融機関,取引先,株主等)への情報提供に資する会計

- 3. 中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計 算規則に準拠した会計
- 4. 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

上記,4つの考え方に基づき「中小企業会計要領」は作成された。

まず、1については、「中小企業会計要領」の活用が予想される中小企業とは、1人親方の小規模零細企業も含まれることから、中小企業の経営者や経理社員になるべく理解しやすいものにするということは非常に大事である。また、自社の状況の把握に役立つ会計としているが、これは会計処理方法を簡単にするということもあるが、日本版 GAAP から離れ、適正な期間損益計算を目的とする企業会計原則の理念を復活させている点が非常に高く評価される。近年の資産負債アプローチに立脚する会計基準よりも収益費用アプローチに基づく会計基準にすることにより、中小企業の経営者にとって、経営状況の実態がつかみやすくなるはずであり、財務諸表も理解しやすくなるはずである。

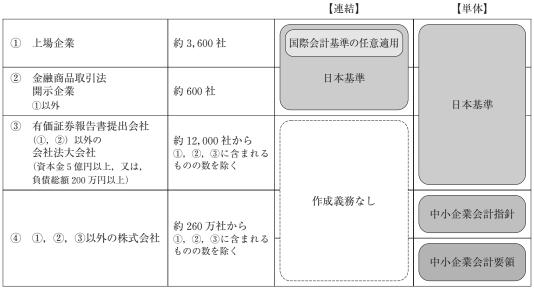
次に2についてであるが、中小企業の利害関係者(金融機関、取引先、株主等)への情報提供に資する会計となっている。「中小企業会計要領」の具体的な中身が公表にされたことによって、利害関係者にとって財務諸表の中身が理解しやすくなるはずである。また、中小企業の財務諸表に「中小企業会計要領」に基づき作成されたものであることを明記することにより、中小企業の利害関係者にとって信頼性が担保された財務諸表になる。これは、融資の際、金融機関が中小企業の財務諸表を信頼しないという問題も解消され、かつ、中小企業側にしてみても、資金調達がスムーズにいくというメリットがある。

3については、「中小企業会計指針」が中小企業にとって難しすぎるなどの理由により普及しなかったことを配慮したものである。中小企業の現状の会計処理は税法基準を採用しているので、税制との調和ということを念頭に「中小企業会計要領」がつくられたものである。法的拘束力を持たない中小企業の会計基準を中小企業が採用するには、現状の税法基準を否定せずに受け入れることで少しでも活用しやすいようにしたものと解される。

4については、中小企業で経理をする人がいないケース、経理担当者を雇用する金銭的な余裕がないケースに配慮したものである。中小企業では経理をする人材がいないケースも非常に多く、その事務負担をできる範囲で最小限にとどめようとしていることがわかる。

「中小企業会計要領」はどのような会社が適用対象となるのかについては次ページの【表3】 に示す。要するに、(1)連結を行う会社ではなく単体で計算する会社で、(2)金融商品取引法の 規制を受ける会社や会社法上の大会社に区分される会計監査人の設置会社以外の会社で、(3)会 計参与を設置していない会社が「中小企業会計要領」の適用対象となる。

これによって、中小企業対象の会計基準としては「中小企業会計指針」と「中小企業会計要領」が並存することになるが、「中小企業会計指針」はトップダウン・アプローチとされ、「中小



(参考文献 河﨑照行・万代勝信編著 『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社,27頁)

企業会計要領」はボトムアップ・アプローチとされる。トップダウン・アプローチは、大企業が 採用する日本版 GAAP を要約、簡素化する形式であり、ボトムアップ・アプローチは中小企業 の属性に合った会計基準の積み上げ形式である。

また、トップダウン・アプローチは、会社の規模に関係なく会計基準は1つであるというシングルスタンダード論の立場をとり、「中小企業会計指針」は、会計基準は1つではあるが企業の属性を考慮して会計基準を要約、簡素化するという立場をとっている。

これに対し、ダブルスタンダード論の立場をとるのは「中小企業会計要領」である。大企業向けの日本版 GAAP とは距離を置き、中小企業の属性を考慮に入れ中小企業に合った会計処理を積み上げていくボトムアップ・アプローチである(河崎照行、2012b、26~27 頁参照)。

また、「中小企業会計要領」は、国際会計基準の影響を受けないこととしている。他方、「中小企業会計指針」は、シングルスタンダード論をとるため、国際会計基準とのコンバージェンスにより、日本版 GAAP が変わると自動的に「中小企業会計指針」も変わる。そのため、わが国の中小企業に、国際会計基準が直接的な影響を持つとすると、大変な混乱を招いていたと思われる。その点、「中小企業会計要領」は、国際会計基準の影響を受けないこととなっているため、そういった不安は無い。

また,「中小企業会計要領」は,記帳を大事にし「適時記帳」を求めている。適時に帳簿に記帳されることにより,会社の経理の不正はやりにくくなり,財務諸表の信頼性はより増すこととなる。

最後に、「中小企業会計要領」は、税務との親和性をとっていることである。取得原価主義、

貸倒損失の計上方法,貸倒引当金設定方法,減価償却など,税務上の実務の会計慣行を採用し中 小企業に受け入れやすくしている。

## 第3節 「中小企業会計要領」の検討

この節では、「中小企業会計要領」の中で、問題があると思われる点のうち主要なものとして 減価償却と棚卸資産について検討する。

#### 1. 減価償却

## (1) 税法基準による減価償却

まず、中小企業における減価償却について、実務上どのように行われているかを概観する。

中小企業においては、固定資産の減価償却は税法基準により処理されることがほとんどである。つまり、法人税法に定められた固定資産の区分ごとの耐用年数により償却率を求め、その償却率を当該固定資産の未償却残高に乗じる等の方法で減価償却費を計算し、償却費を計上する。

税法においては、法定耐用年数に基づいた償却可能限度額が設けられている。これは課税の公平性の見地から、法人税法上、法定償却方法により計算した減価償却費を限度として、且つ、決算書上において損金経理つまり費用として計上した場合、法定償却方法により計算した金額と損金経理した金額のうちいずれか少ない金額を、法人税の計算上、損金として認めることになっている。中小企業において、会計上処理した減価償却費が、税法基準により計算した減価償却費の損金算入限度額の金額より多い場合、法人税の申告書上、申告調整が必要になる。したがって、中小企業においては、税法基準による固定資産の損金算入限度額の計算方法が、そのまま、減価償却方法として採用されている。

税法基準によれば、法定償却方法は、平成10年4月1日以後取得した建物については定額法、その他の固定資産については定率法等となっており、税務署に届出書を出し、認められれば、法定償却方法以外の償却方法を採用することができる。

また、税法基準においては、減価償却は任意償却となっている。つまり、法人税法上は、減価償却費を計上することを強制していない(法人税法第31条第1項)。たとえば、税法基準で計算した減価償却費(償却可能限度額)200万円となった場合、法人の決算書上計上する金額は100万円でも50万円でも償却可能限度額を超えなければ、税務上問題は無い。つまり減価償却費を計上しなくても税務上問題は無いのである。

実務上、法人の決算において、赤字決算の場合、減価償却は税務上、任意償却となっているので意図的に減価償却しないことがある。これは、法人が、青色申告の場合において、法人税法上の欠損金(赤字の金額)が生じたときは、翌事業年度以降に繰り越して(繰越欠損金)翌事業年度以降に黒字が出た場合、その黒字金額と繰越欠損金を相殺できることになっているからである。しかし、その赤字の繰越期間は、9年とされており、9年を超えた場合は、その繰り越した

1,000,000

損益計算書 法人税申告書 事業年度 減価償却費(任意計上) 税引前損益 課税所得 欠損金額 第1期 1,000,000 -1,000,0000 1,000,000 第2期 0 1,000,000 1,000,000 -1,000,000第3期 1,000,000 -1,000,0000 1,000,000 第4期 1,000,000 -1,000,0000 1,000,000 第5期 0 1,000,000 -1,000,0001,000,000 第6期 1,000,000 -1,000,0000 1,000,000 第7期 1,000,000 -1,000,0000 1,000,000 第8期 1,000,000 -1,000,0000 1,000,000 第9期 1,000,000 -1,000,0000 1,000,000

【表 4】甲社の損益計算書、法人税申告書別表 1 (一)

(法人税申告書を参考に筆者作成)

当期 (第10期)

*****					
事業年度	控除未済欠損金額	利益と相殺する金額	翌期繰越額		
第1期	1,000,000	0	切捨て		
第2期	1,000,000	0	1,000,000		
第3期	1,000,000	0	1,000,000		
第4期	1,000,000	0	1,000,000		
第5期	1,000,000	0	1,000,000		
第6期	1,000,000	0	1,000,000		
第7期	1,000,000	0	1,000,000		
第8期	1,000,000	0	1,000,000		
第9期	1,000,000	0	1,000,000		
当期 (第 10 期)	1,000,000	0	1,000,000		
累計金額			9,000,000		

【表 5】法人税申告書

-1,000,000

1,000,000

(法人税申告書を参考に筆者作成)

繰越欠損金は税務上切り捨てられてしまう。具体的には【表4】と【表5】のようになる。

【表 4】によると、甲社は、毎期(第 1 期より)毎年 100 万円継続的に減価償却を行い費用計上している(法人において法人税法上は任意計上となっている)。甲社が、毎年 100 万円減価償却費を計上することにより、会計(損益計算書)上の税引前純損益が、毎期 100 万円の赤字とすると、毎期課税所得はゼロ(減価償却費=損金算入限度額であり他の税務調整はなしとする)となり、毎期、繰り越される欠損金額は 100 万円となる。法人税の計算上では、繰り越された損失(欠損金)は、最大 9 年間繰り越されるが 9 年を超えてしまうと、超えてしまった控除未済欠損金額は法人税の申告書上切り捨てられてしまう。

【表 5】によれば、第 10 期に課税所得(繰越欠損金と相殺される)が出なければ第 1 期の繰越欠損金は課税所得と相殺されることなく切り捨てられてしまうことになる。

中小企業の経営者や税理士にとっては、法人の課税所得を減らすことができる繰越欠損金が切り捨てられることは好ましくない。法人税法上、納税金額を少なく(節税)するためには、減価

償却は任意償却であるので、減価償却費を計上しなくても、繰越欠損金がある場合、できるだけ 早く、課税所得と相殺させ繰越欠損金が切り捨てられないようにすることが、税務上は有効であ る。また、財務諸表上は減価償却費が計上されないことにより、法人の利益の増加、または、赤 字の減少につながり財務諸表の見栄えの点からもいいと思っている経営者も多い。

しかしながら、金融機関から融資を受けている場合、金融機関では任意償却は利益調整と解釈 することが多く、会社の評価が低くなることがある。

固定資産は、通常、使用により減価するものであるが、税務上、任意償却であるため、固定資 産の減価償却費の計上を行わないことにより、貸借対照表上、償却前の金額で計上されることに なる。また、損益計算書上においても、減価償却費が計上されないことは、適正な期間損益の計 算の見地から問題がある。

また、減価償却について、法人は、法人税法上、任意償却となっているが、個人事業者は、所 得税法上、強制償却となっており、整合性がとれているとはいえないという問題もある。

## (2)「中小企業会計要領」の減価償却

「中小企業会計要領」では固定資産の減価償却について以下のように規定されている。

- ①固定資産は,有形固定資産(建物,機械装置,土地等),無形固定資産(ソフトウェア,借 地権,特許権,のれん等)及び投資その他の資産に分類する。
- ②固定資産は原則として,取得原価で計上する。
- ③有形固定資産は定率法、定額法等により、相当の償却を行う。
- ④無形固定資産は、原則として定額法により、相当の償却を行う。
- ⑤固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。
- ⑥固定資産について、災害等により資産の下落が判明したときは、評価損を計上する。
- ③において、有形固定資産の減価償却は「相当の償却」を行うとしている。

この「相当の償却」について,「中小企業会計要領」では「一般的に, 耐用年数にわたって, 毎期、規則的に減価償却を行うことが考えられます。」と解説されている。

この「中小企業会計要領」の「一般的」という表現では、それ以外の方法、例えば、法人税法 上の償却可能限度額内での任意償却も認められる余地があるかのような文言となっている(この 点に関して西川登教授よりご指導いただいた)。

河﨑照行教授は「相当の償却」の「相当」の意味について,「規則的な償却に加え, 相当性を 有する償却方法であればそれも認められる余地がある|(河﨑照行・万代勝信編著, 2012, 153 頁)とし、続けて「何が相当性を有するかという点については、個別、具体的なケースごとに判 断していくことになるが、少なくとも、経営状況によって償却を任意に行うようなことは、相当 性が認められる余地は無いと考えられる。この点、法人税法において、各事業年度の償却限度額

186 商経論叢 第49巻第2・3合併号 (2014.3)

の範囲内であれば、任意に償却を行うことが可能となっていることとは異なっている。」(河崎照行・万代勝信編著,2012,153,154頁)としている。

筆者は、納税者である法人にとって、任意償却により計上した減価償却費は「相当」であり、「相当の償却」という少々曖昧な表現によって、その意味がぼけてしまっているように感じる。むしろ、適正な期間損益計算をするという意味からも、毎期継続して一定の金額を減価償却するという表現に変えた方がよいと考える。

中小企業において、毎期継続的に減価償却費を計上することは、適正な期間損益計算を行うために必要である。しかし、中小企業の経営者にとって、減価償却費の計上は、税務上、任意償却になっているため、減価償却費を計上しないで、納付税額を安くできるというメリットは大きい。したがって、中小企業では、「中小企業会計要領」により毎期、継続的に減価償却費を計上すると節税の効果が無くなってしまうとすれば、なかなか受け入れられず、「中小企業会計要領」が普及しない大きな理由となるのではないだろうか。

## 2. 棚卸資産

棚卸資産の評価は、「中小企業会計要領」において、次のように規定されている。

- (1) 棚卸資産は、原則として、取得原価で計上する。
- (2) 棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による。
- (3) 棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、 売価還元法等による。
- (4) 時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。

「中小企業会計要領」においては、(3)で、「棚卸資産の評価方法は、個別法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法等による。」と定められている。このうち、最終仕入原価法については、本来、税法固有の棚卸資産の評価方法であり、期末日から遡って一番近い日に仕入れたものの取得原価(単価)をもって期末棚卸資産を評価する方法である。最終仕入原価法は、商品受払帳等が作成されておらず、商品が継続記録されていないような会社の実情を考慮して税法上認められている法定評価方法である。この方法によると、期末商品の金額を簡単に計算することができる。

しかし、事業者によっては、取り扱う商品単価が市場の影響を受けやすく価額が変動しやすい場合もあり、この方法によると最終仕入値が異常な数値となった場合、その期の損益に、大きな影響を及ぼす可能性がある。したがって、単に計算の利便性のみ考慮した方法であり、最終仕入原価法は適正な期間損益の観点から問題がある(この点に関して西川登教授よりご指導いただいた)。多くの中小企業は、税法上認められている最終仕入原価法を採用しており、その配慮から

最終仕入原価法を評価方法として規定したものと思われる。最終仕入原価法は、多くの中小企業が採用している方法ではあるが、売上原価算定上、上記のような弊害もあるため、商品の受払を継続して記帳していくようになっていくことが望まれる。それには、税理士が日頃から会計に関するアドバイスをしていかなければならないのではないだろうか。

# 終章

# 第1節 中小企業の会計基準の必要性

わが国の企業会計は、大企業の会計は日本版 GAAP を採用し、中小企業の会計においては、そのほとんどが税法基準に基づき会計処理が行われてきた。これは、中小企業は、金融商品取引法の拘束を受けないこと、また、中小企業にとって、税法が一番の法的拘束力を持ち、且つ、税法基準のほうが採用しやすいなどのメリットがあるためである。

中小企業において,税法基準で財務諸表を作成することが一般的に行われているということは,多くの中小企業の経営者にとって,経営に役立つ財務諸表が作成されているとは言えず,財務諸表が経営に活かされていないことがわかる。

中小企業で、税法基準が会計基準より優先されていることが、税法基準に偏った財務諸表を作成することになり、「逆基準性」の問題を生み出している(平野光利、西川登、2008、6頁参照)。

また、中小企業から依頼を受けた税理士にとって、会計上の処理と税務上の処理を異ならせることは、事務量が増えるというデメリットがある。それゆえ、税法基準に従って会計処理が行われることが実務上の処理として長年行われてきている。このような現状を産み出した責任の一端は、中小企業の会計及び税務の業務を依頼された税理士にあるといえる。中小企業において、会計が課税所得を計算することを目的とし、本来の会計の目的がおろそかにされてきたことを意味している。

これらのことは、中小企業における財務諸表の作成は、税金の計算に重きを置かれ、中小企業の経営に役立つ財務諸表は作成されておらず、中小企業の利害関係者にも信頼性の薄い財務諸表になっている。中小企業は、マンパワーが不足傾向にあるからこそ、的確な財務諸表を用いて経営の判断材料として使用し、金融機関に対しても信頼される財務諸表を作成し円滑な資金調達を行えるようにすることが大事である。

また、平成17年に公表された「中小企業会計指針」は、シングルスタンダード論の立場から作成されたものであったが、さほど、「中小企業会計指針」が普及していない現状をみれば、そもそも中小企業にシングルスタンダード論に基づく会計基準が合わないものであることがますます明確になった。シングルスタンダード論とダブルスタンダード論の論争は、その大義名分とは別に、単なる公認会計士と税理士の職域争いであった。

中小企業の経営に資するという意味では、大企業が採用している日本版 GAAP とは別に中小

企業の実態に合った会計基準が必要である。その意味で、「中小企業会計要領」が新たに設定されたことは意義があると言える。また、近年、日本版 GAAP は、国際会計基準とのコンバージェンスの名のもと改正が繰り返され、中小企業の会計の実態とはますます乖離していく状況にあった。そのような状況のなかで、わが国の中小企業にとっては国際会計基準との関係を分断することが必要であった。その意味からも中小企業の会計基準が必要である。

## 第2節 中小企業会計要領の普及について

「中小企業会計要領」を、普及し定着させるために各団体によって各種の施策が行われている。例えば、パンフレット、リーフレット、ポスターの配布、ウェブサイトへの掲載、各種団体によるセミナーなどの研修等の実施、政府系金融機関及び民間金融機関の金利軽減措置などが行われている。いろいろな施策が講じられても、現状のままでは「中小企業会計要領」は普及しにくいと思われる。なぜなら、前章で取り上げた中小企業における減価償却が、毎期継続的に行われることにより繰越欠損金が切り捨てられてしまう場合、中小企業において減価償却が行われないことが多いと思われるからである。おそらく、中小企業の経営者は、減価償却について法的拘束力がないにもかかわらず、みずから納める税金が多くなってしまうようなことは回避するであろう。

そこで、「中小企業会計要領」を普及させるに当たっての一番のカギは、税理士が「中小企業会計要領」を中小企業の会計に取り入れるかどうかにあると思われる。「中小企業会計要領」を普及させるためには、税理士に、「中小企業会計要領」をいかに使わせるべきかを考えればよい。その方法は、戦後、シャウプ勧告により複式簿記を普及させるため青色申告制度を活用したように、「中小企業会計要領」を採用して財務諸表が作成された場合、法人税法上、青色申告に何らかの特典を付与したらどうだろうか。たとえば、法人税の計算上、中小企業が「中小企業会計要領」に基づいて会計処理がされていれば、繰越欠損金の繰越期間を9年とし、基づいていなければ5年とすることである。

「中小企業会計要領」が、複式簿記と同じように、税法に規定されれば、税理士は無視できないはずである。「中小企業会計要領」では財務諸表に「中小企業会計要領」に従って作成した旨を注記させることになっているが、このことも有効である。中小企業の経営者も、その特典の内容を知れば、税理士に対し「中小企業会計要領」に従って財務諸表を作成するように当然希望する者も多いはずである。

また、財務諸表が、「中小企業会計要領」を採用して作成されているかどうかを証明する問題、いわゆる監査の問題が生じるが、それについては、課税庁が、税務調査において行うようにすればよい。そうすれば、中小企業に、監査を受けるための新たなコストは発生しないで済む。

中小企業は、金融商品取引法の拘束を受けないので、外部監査まで受ける必要性はないと考える。また、コスト・ベネフィットの観点からも中小企業において外部監査を受けさせることは問

題がある。課税庁が、「中小企業会計要領」を採用して会計処理をしているかどうかの確認を行うことは、あくまで税務調査の一環であり、青色申告の特典の条件である「中小企業会計要領」 に従って財務諸表が作成されているかどうかの調査とすればよいのではないだろうか。

また、上場企業には、金融商品取引法の法的拘束力があり従わなかった場合には罰則規定があるが、中小企業の場合、罰則規定は設けないで、あくまで、法人税法上の特典の一部停止など、一定期間青色申告の特典を受けることができなくなるという形にすればよいのではないだろうか。

また、法人税法の規定に「中小企業会計要領」を盛り込めば、税理士試験、公認会計士試験の試験範囲にも当然含まれ、「中小企業会計要領」の普及につながると思われる。課税庁は、「中小企業会計指針」策定時も、また、「中小企業会計要領」策定時も距離をおいているが、わが国の中小企業の経営力強化のための施策であるから、ぜひ議論に加わってはどうだろうか。中小企業の経営力が強化され黒字決算の法人が増えれば税収も増え、わが国の財政面にもプラスになるはずである。

## 第3節 中小企業の経営に資する会計基準とは

中小企業の会計基準は、中小企業の経営者や経理担当者にとって内容が理解しやすく、採用しやすいものがよい。「中小企業会計要領」について、その内容が易しいかどうかの点からみると、日本版 GAAPや「中小企業会計指針」と比較すると、とても平易であり、また、現行実務で取り扱われている税法基準を多く取り入れているため、日本版 GAAPや「中小企業会計指針」に比べ受け入れやすいであろう。

「中小企業会計要領」は、中小企業の会計慣行から抽出したものであり、「税法に依存すべき」 としている。中小企業が使っている税法基準を、一気に変えさせることから始めては、「中小企 業会計指針」のように普及しない原因となってしまう。また、「中小企業会計要領」を採用する ことによる新たなコストは、ほぼ発生しないであろう。

「中小企業会計要領」は、シングルスタンダード論ではなく、中小企業の属性を考慮し、ダブルスタンダード論の立場から設定したことは、非常に高く評価できる。また、「中小企業会計要領」は企業会計原則の理念に回帰しており、国際会計基準とは一切関係させないことを明確にしたことも非常に高く評価できる。そもそも、シングルスタンダード論は税理士と公認会計士の職域争いの中で日本公認会計士協会が公認会計士の職域確保のために主張したものであり、「中小企業会計指針」作成時から採用されるべきでなかったと思う。

以上のようなことから、「中小企業会計要領」は、「中小企業会計指針」と比べると現時点では 非常によくできたものと考える。しかしながら、「中小企業会計要領」は、税務と会計のそれぞ れの目的を考えたとき、会計の目的を十分に果たしているものではない。適正な期間損益の計算 を行うはずが、税法基準を取り入れすぎた部分もあるため、中小企業の真の利益を表すものと なっていない。企業会計上の利益と税務上の課税利益とは、もともとその目的が違うのである。 税法基準に従って作成した財務諸表からは、企業の真の経営成績も財政状態も把握することは難 しい。税法の目的は課税所得を計算することであるため、会計上の利益と一致しない。したがっ て、「中小企業会計要領」は改善の余地がある。今後、「中小企業会計要領」はトップダウンでは なくボトムアップにより内容を積み上げていくという方針になっているので、中小企業にとって 改正が受け入れ可能かどうかを見極めながら、非常にゆっくりとした対応が求められるだろう。

平成18年5月に、会社法が改正され、最低資本金制度も撤廃された。取締役1人から株式会社を設立できるようになっており、以前に比べると容易に法人を設立できるようになった。法人は、以前より容易に設立できるようになったにもかかわらず、「中小企業会計指針」については、日本版 GAAP が改正されるたびに、毎年改定が行われ、中小企業にはますます採用しにくいものとなっている。大企業は、日本版 GAAP を適用し、中小企業は、「中小企業会計要領」を適用するようにすればよく、「中小企業会計指針」の必要性はなくなっているのではないだろうか。中小企業においては、「中小企業会計指針」と「中小企業会計要領」が併存する形になっているが、中小企業に「中小企業会計要領」が普及したら「中小企業会計指針」は極端に採用する企業が少なくなると考えられる。しばらくの間は並存するであろうが、将来的に、「中小企業会計指針」は採用する企業がなくなるのではないだろうか。

最後に、中小企業にとって、経営に資する会計基準とはいかなるものかを考察したいと思う。 中小企業の経営に資する会計基準とは、中小企業の経営者にとって、内容が理解しやすく、また、新たなコストが生じないなど採用しやすいことが非常に大事である。

中小企業の経営に資する会計基準には、企業会計原則の考え方が大事である。つまり、中小企業の会計基準には、企業会計原則の適正な期間損益計算の考え方を盛り込んだ会計基準が重要である。企業会計原則の「原価・実現主義」を基本的な理念とした会計の下で計算された利益は、「キャッシュ・フローの裏付けのある利益」「分配可能な、資本を毀損しない利益」「公平な課税の基礎をしての企業所得」という面で極めて健全なものであり、「原価・実現主義をベースとした当期純利益を指標とした経営を行うことは、そこで計算される利益が経営者の実感と一致している」ことから、中小企業の経営者にとっても、もっとも理解しやすい、実感と一致する利益を表している。

また、時価主義ではなく取得原価主義であることや、保守主義の原則が採用されていることは、経営基盤の弱い中小企業を守るという点からも非常に重要である。また、中小企業の経営者にとって、利益計算と資金の流れがなるべく一致したほうが理解しやすい。つまり、利益の金額と実際の現預金の増加分ができるだけ一致するということである。それにより、中小企業の経営者の中長期的な資金繰りの参考になるはずである。

「中小企業会計要領」は、税法基準を多く採用しているが、企業会計原則の考え方も採用している。まずは、中小企業に、「中小企業会計要領」を導入してもらうことを第一義とすべきであ

る。中小企業に採用されなければ、まさに、絵に描いた餅である。どうやったら、税理士が「中小企業会計要領」を使うようになるかである。「中小企業会計要領」が採用されれば、順次、無理の無いような形で、税法基準から会計基準へと時間を掛け、ボトムアップの方法により、少しずつ変えていけばよい。その中で、税務に偏った会計処理方法を、会計側の観点に戻し、企業会計原則の立場にたった、適正な期間損益計算に基づく、真に中小企業の経営に役立つ財務諸表を作成するようにしたらよいと考える。

#### 参考文献

上西左大信 (2011) 「中小企業会計の今後の展望」 『企業会計』 Vol. 63 No. 1

「鼎談会 中小企業の会計のあり方—IFRS 導入を控えて中小企業の会計はいかにあるべきか」『税経通信』(2010)

江頭憲治郎(2011)「中小企業の実態をみれば新たな会計ルールの作成も必要」『税理』(2011年1月)

加納輝尚 (2011)「中小企業の会計基準のあり方の一考察~わが国の確定決算主義の再考~」『税経通信』 (2011 年 4 月)

河崎照行,万代勝信(2012)『詳解 中小会社の会計要領』中央経済社

河﨑照行(2011a)『「中小企業会計指針」を巡る現状と課題』『産業経理』Vol. 70 No. 4(2011年1月)

河崎照行(2011b)『「中小企業の会計」の新展開―「中小企業の会計に関する研究会・中間報告書」の概要―』『税経通信』(2011年1月)

河﨑照行 (2011c) 『IFRS 導入と「中小企業の会計」のゆくえ』 『企業会計』 Vol. 63 No. 2

河崎照行 (2012a)『「中小企業の会計」の制度的定着化』『會計』第 182 巻 11 月号第 5 号 (2012 年 11 月)

河崎照行 (2012b) 「中小会計要領の全体像と課題」『企業会計』 Vol. 64 (2012 年 10 月)

小宮山満 (2010)「中小企業の会計~今何が必要か・監査が根付く社会を~」『会計・監査ジャーナル No. 665』 (2010 年 10 月)

斉藤静樹主幹事 安藤英義,古賀智敏,田中建二責任編集(2011)『体系現代会計学 第5巻 企業会計 と法制度』中央経済社

坂本孝司 (2007)『会計はやっぱり会社を強くする』税理士法人坂本&パートナー

坂本孝司 (2012)『中小企業政策および金融政策における「中小会計要領」の意義』『企業会計』 (2012 年 10 月)

品川芳宣(2002)「企業会計の変容と税制」『税研』(2002年1月)

品川芳宣(2010)『「中小企業会計の新たな展開」―中小企業の発展と税理士業務の確立に向けて』『税 理』(2010年12月)

滝次郎 (2011) 『どのように対応していますか? 「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト』 『税経新報』 589 号 (2011 年 6 月)

武田隆二編著 (2003)『中小会社の会計―中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」の解説』 中央経済社

武田隆二 (2006) 『中小会社の会計指針』中央経済社

田中弘(2011)『複眼思考の会計学―国際会計基準は誰のものか―』税務経理協会

田中弘(2012a)『新財務諸表論(第4版)』税務経理協会

田中弘 (2012b)『IFRS はこうなる「連単分離」と「任意適用」へ』東洋経済新報社

中島茂幸(2012)『中小会社の計算書類と経理実務』税務経理協会

成川正晃 (2012)「中小企業会計基準の簿記教育への影響」日本簿記学会第 28 回関東部会 (2012 年 6 月 30 日)報告要旨集

成道秀雄(2012)「中小企業会計基準の法人税への影響―税務基準の代替性について―」

日本簿記学会第28回関東部会(2012年6月30日)報告要旨集

西川登 (2005)『「中小企業の会計」の統合化と会計基準の権威』『商経論叢 第40巻第4号』神奈川大学 (2005年3月)

平野光利,西川登(2008)『「中小企業の会計に関する指針」の意義と課題』『商経論叢 第43巻第3・4 合併号』神奈川大学(2008年3月)

万代勝信(2012)「中小会計要領策定の経緯と概要」日本簿記学会第28回関東部会(2012年6月30日) 報告要旨集

万代勝信(2012)『「中小会計要領」と「中小会計指針」の棲み分けの必要性』『企業会計』Vol. 64(2012年10月)

三浦敬 (2008) 「特別寄稿論文 中小企業の会計に関する指針の導入をその課題」 『信金中金月報』

宮城勉 (2011)「中小企業の健全な発展に向けた会計のあり方」『企業会計』Vol. 63 No. 1 (2011 年 1 月)

弥永真生,柳沢義一,上西左大信(2010)「中小企業の会計のあり方―IFRS 導入を控えて中小企業の会計 はいかにあるべきか」『税経通信』(2010年5月)

弥永真生 (2012)『「中小会計要領」の会社法における位置づけ』『企業会計』Vol. 64 (2012 年 10 月)

㈱ TKC (2012) 『特別座談会 「中小企業の会計に関する基本要領」取りまとめの背景と意義』 『TKC 会報』 (2012 年 6 月)

中小企業の会計に関する検討会(2012)「中小企業の会計に関する検討会報告書」

「中小企業会計指針の基礎」『税務経理』(2011年2月8日)

「中小企業の会計に関する指針 | (平成21年度版 平成21年4月17日改正)

# 参考ホームページ

中小企業庁 http://www.chusho.meti.go.jp

http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shousa/chu\_placement/index.htm (平成 24 年 11 月 30 日現在)

経済産業省 http://www.meti.go.jp

http://www.meti.go.jp/committee/materials2/downloadfiles/g100729a04j.pdf (平成 24 年 11 月 12 日現在)